

空き家付農地制度のご案内

空き家と一緒に農地を「売りたい」「買いたい」方へ

小浜市農業委員会は、空き家に付属した農地を空き家とともに取得する場合に、次の条件を満たすとき、農地法第3条(農地の売買・賃借・使用貸借)による下限面積(最低経営農地面積)を1アール(100㎡)まで引き下げ、要件を緩和しました。

売買や賃借が難しい空き家に付属した農地について、下限面積(最低経営農地面積)を引き下げることで、農地の権利を取得しやすくし、市内外からの新規就農者、U・Iターン者などの移住促進と遊休農地の解消を図ることを目的としています。

※主な条件

- ・適用を受ける農地の全てまたは一部が「遊休農地」であること。
- ・適用を受ける農地に付属した空き家が「小浜市空き家情報バンク」に登録されていること。

手続きの流れ

1. 人口増未来創造課で「空き家情報バンク」登録申請(付属する農地がある場合)を行う
2. 『空き家に付属した農地指定申請書』を農業委員会に提出(農地所有者)
3. 月末の農業委員会において、適用する農地か否かの判断をし、公示
4. 農地所有者へ判断結果の通知
5. 『農地法第3条許可申請書』を農業委員会に提出(農地所有者+農地希望者)
6. 翌月の農業委員会において、審議結果後、許可書を発行する

農地法第3条の許可を受けるためには、農地の権利を取得される方が、次の要件を満たす必要があります。

- ①耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること。(この要件が1アールまで緩和)
- ②所有する農地と借りている農地の全てを効率的に耕作すること。
- ③申請農地周辺の農地利用に影響を与えないこと。

親の実家と田畑を相続したが利活用や処分を検討している

田舎での「農ある暮らし」に関心がある

親戚や知人から上記のような相談を受けた



まずは、農業委員会・人口増未来創造課までご相談ください。

空き家付農地に関すること 0770-64-6022 (農業委員会事務局)

空き家情報バンクに関すること 0770-64-6008 (企画部人口増未来創造課)